

平成23年7月19日

会員組合 理事長各位

全国ビジネスサポート協同組合連合会  
専務理事 香坂充輝

## 技能実習生事業 監理団体の役員による監査について

平成22年7月1日に施行された新しい外国人研修・技能実習制度により、監理団体は3か月に1回以上監理団体の役員による技能実習の監査を実施し、その結果を地方入国管理局に報告することが義務付けられました（技能実習生の入国・在留管理に関する指針）。

ところで本件につき、法務省入国管理局に対し、必ず役員による監査及び報告でないとは駄目なのかを問合せ、下記内容の公式回答を得ましたので報告いたします。

### 記

1. 問い合わせ日： 平成23年7月12日
2. 問い合わせ先： 法務省入国管理局  
回答者： 入国在留課就労審査係長 久米 輝幸 様
3. 質問者： 全国ビジネスサポート協同組合連合会 専務理事 香坂充輝
4. 質問並びに回答

質問：団体要件省令に「監理団体は団体要件省令において3月につき少なくとも1回、監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者が実習実施機関に対し監査を行い」その結果を入管に報告するものとされています。

- ①平成22年7月の会合にて、入管関係者が「役員の管理下の者であれば、役員に代わって監査してよい」との発言をしたとの情報が、一部に伝えられていますが、本件は重要であり「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」異なる内容なので、法務省入国管理局に改めて正しい見解確認をさせて頂きたい。
- ②現在、監理団体は指針通りに監査報告を行っています。しかし、実習実施機関に対し役員理事が年間4回以上の訪問監査となり、多くの実習実施機関を抱えていたり、広域圏の組合の場合など、役員理事の監査報告に占める業務割合が大きくなり、他の役員業務に差支えが生じている現状です。役員理事が病気にかかった場合は、他の役員理事の負担が一層大きくなっています。対策として、定款変更による役員理事の増員を図るなどの方法をとることも考えなくてはならないが、役員理事の代行による監査報告を認めてもらえないでしょうか。

### 回答：法務省入国管理局部内で見解統一後の回答

- ①監査は、役員が直接実習実施機関に赴いて全てをしなくてはならないということではない。役員の指示に基づき責任ある職員が監査することについて許容する。ただし、役員が任せきりにすることを許容するものではない。
- ②役員の指示に基づいて責任ある職員が監査を代行した場合は、役員は決められた監査項目に基づき忠実に監査されたかの報告を必ず受け監理しなくてはならない。  
監査に不備があった場合、指示した役員が知らなかったという責任逃れを行うことがあってはならない。必ず監査と報告に責任を負うこと。

以上

<別紙：参考資料>

## 法務省入国管理局

### 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成21年12月）抜粋」

#### 第2 適正な技能実習の実施について

##### (2) 監理団体の役割

##### ⑬ 監査・報告の在り方

##### a 監査・報告の必要性

監理団体は、実習実施機関に対して指導した事項及び実習実施機関が関係法令にのっとり適正に技能実習を行っているかについて監査し、それを地方入国管理局(支局を含む。以下同じ。)に報告しなければなりません(団体要件省令第1条第3号)。

これは、技能実習が監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものであり、また、実際の技能実習の状況を把握することは問題発生の未然防止にもつながるものです。なお、監査報告以外にも、失踪等の問題事例や不適正な技能実習内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに地方入国管理局に報告することが必要です(上陸基準省令「技能実習1号口」第9号)。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、後述の、監査、相談体制構築等の不履行、実習継続不可能時の報告不履行又は偽変造文書等の行使・提供に係る不正行為認定等の対象となります。

以下、監査と報告の在り方を具体的に示します。

##### b 監査報告

監理団体は団体要件省令において3月につき少なくとも1回、監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者が実習実施機関に対し監査を行い、その結果を地方入国管理局に対して報告しなければならないものとされていますが、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行わなければならない(団体要件省令第1条第3号)。

新規に技能実習生を受け入れる監理団体及び不正行為があったと認定され一定期間(行為の重大性に応じて5年、3年又は1年の期間)の技能実習生の受入れを停止された後初めて技能実習生を受け入れる監理団体は、最初の6か月間は毎月監査を行い、その結果を報告しなければなりません。

監査を行うに当たっては、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが肝要です。その際、技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の技能実習の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける技能実習生から技能実習の進捗状況等を聴取したり、その場で技能実習日誌の記載内容を確認する等して、技能実習の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払いが労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。